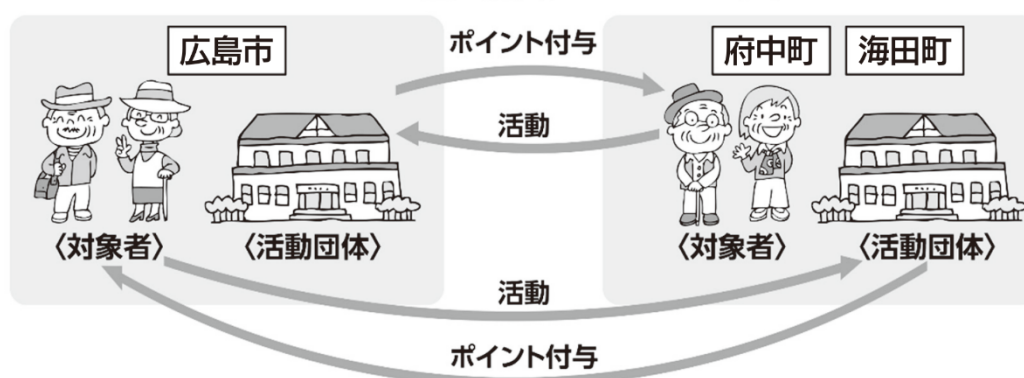


## 海田町のポイント事業の導入に伴うお知らせ

本市と府中町は、高齢者の社会参加をより一層促進するとともに、地域の活性化につなげるため、令和2年9月から両自治体のポイント事業対象者に対し、相互にポイント付与を行っているところです。

この度、令和4年1月から海田町でもポイント事業が導入されることに伴い、この取組を拡充し、同年同月からは新たに海田町とも連携し、行政区域を越えて相互にポイント付与できることとしました。

### 《ポイント相互付与のイメージ図》



これにより、新たに以下の活動に本市の高齢者が参加した場合もポイントを付与（スタンプを押印）してもらえます。

#### 1 海田町又は海田町に登録する活動団体が実施する活動

- ◎ 海田町の公民館が主催する講座への参加
- ◎ 海田町に登録する自治会が主催するサロンへの参加
- ◎ 海田町に登録する介護施設等での支援
- ◎ 海田町に登録する医療機関が実施する特定健康診査等の受診 など

#### 2 海田町の施設の利用

- ◎ 海田町の福祉センターのプール利用 など

※ ポイント手帳の使用期間については、本市と府中町は9月1日から翌年8月31日までの間ですが、海田町は1月1日から12月31日までの間です。このため、海田町との間で住所変更があった場合、ポイント手帳を2冊所持する期間が生じますが、どちらか一方の手帳にのみスタンプを押印するようお願いします。